

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長崎県企画部関係補助金等交付要綱の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス販売事業者の認定 ○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納事務の委託 ・一般競争入札の参加者の資格等（2件） <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査の成果の認証 ・土地改良事業計画の変更を相当とする旨の決定 ・一般競争入札の実施（2件） <p>◎ 教育委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館の登録 <p>◎ 正 誤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月22日付け長崎県公報第11300号中 	<p>所管課（室）名</p> <p>政策調整課 消防保安室 漁政課 水産経営課 警察本部会計課</p> <p>土地対策室 農村整備課 警察本部会計課</p> <p>学芸文化課</p> <p>河川課</p>
---	---

告 示

長崎県告示第252号

長崎県企画部関係補助金等交付要綱を次のように定める。

令和6年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県企画部関係補助金等交付要綱
(趣旨)

第1条 企画部の所管に係る補助金等の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の名称等)

第2条 規則第3条の補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業等の内容は、別表のとおりとする。

(申請書の提出時期等)

第3条 規則第4条の交付申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請の取下げのできる期限)

第4条 規則第8条第1項の申請の取下げをすることができる期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から20日を経過した日とする。

(状況報告等)

第5条 補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の実施状況報告書の提出期限等については、別に定める。

3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

4 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

(1) 補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更

(2) 対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減

(実績報告等)

第6条 規則第13条第1項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないと認めるものについては、これを省略することができる。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、別に定める場合を除き、事業の完了した日から30日を経過した日(同項後段の場合には、翌年度の4月10日)とする。

3 第3条第2項ただし書の規定により補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。

4 補助金等の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金等の交付)

第7条 規則第16条第1項の交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でないと認めるものについては、これを省略することができる。

(1) 請求内訳書

(2) 出来高調書

(3) 事業の実施における契約書の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等は、概算払又は前金払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の概算払又は前金払に必要な書類は、概算払又は前金払請求書のほか前項各号に掲げる書類と同様とする。

(財産の処分の制限等)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第20条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難いときは、別に定めるところによる。

3 規則第20条第2号の機械及び重要な器具は、別に定める場合を除き、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具とする。

4 知事は、補助事業者が規則第20条の規定による承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付手続の特例)

第9条 補助金等の交付については、規則第21条の規定により、規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略することができる。

(帳簿の整備等)

第10条 補助金等の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付申請書等の添付書類その他の補助金等の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表(第2条関係)

デジタル戦略課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	ドローンオペレーター育成支援補助金	県内でのドローン活用を更に推進するため、ドローン操縦資格を取得させ、関係業務を行わせようとする企業・団体等を支援する。	ドローン資格取得のための講座受講及び資格試験受験等に要する経費。ただし補助対象経費の基準は知事が別に定める。	補助対象経費の4分の3に相当する額と別に定める補助上限額のいずれか低い方の額	業としてドローンサービスを実施する企業または団体のうち、別に定める要件をすべて満たす者
2	先端ドローンソリューション社会実装支援補助金	県内でのドローン活用による地域課題解決、産業活性化を促進するため、先進的なドローンサービスの社会実装に取り組む企業・団体等を支援する。	ドローンを活用し、地域課題の解決や産業活性化を促進する先進的なサービスの社会実装に係る経費。ただし補助対象経費の基準は知事が別に定める。	補助対象経費の2分の1に相当する額と別に定める補助上限額のいずれか低い方の額	ドローンを活用した先進的サービスの社会実装に取り組む企業、団体もしくはその複合体のうち、別に定める要件をすべて満たす者
3	長崎県情報通信格差是正事業費補助金	地域間の情報通信格差の是正を推進する。	携帯電話等エリア整備事業に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額(エリア内の世帯数が100未満の場合にあっては、3分の2に相当する額)	市町

長崎県告示第253号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律149号)第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第88条第2項第1号の規定に基づき公示する。

令和6年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 事業者の名称、所在地及び代表者の氏名
西部瓦斯佐世保株式会社
佐世保市万津町7番36号
代表取締役社長 村島弘二郎
- 2 認定年月日及び認定番号
令和6年3月25日
第6号
- 3 認定種別
第2号認定

長崎県告示第254号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係) 漁政課関係						別表(第2条関係) 漁政課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～4 略						1～4 略					
5	漁業経営セーフティネット活用促進事業費補助金	本県漁業者が漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成22年水漁第3037号）第4により国が実施する漁業用燃油価格安定対策事業（以下「燃油	次に掲げる事業に要する経費 (1) 燃油セーフティネット事業の令和6年度の加入に伴う所属組合員の燃油補填積立金 ただし、20トン以上の動力漁船を1隻以上使用する漁業にかかる積立金は除く。 (2) 略	略		5	漁協向け新型コロナウイルス感染症緊急対策支援事業費補助金	安定した漁業生産を継続して行うため、漁業者の協同組織である漁協に新型コロナウイルス感染症に関連した制度の周知、申請書類の作成サポート等の相談体制を整備し、漁業者の経営継続を支援する。	新型コロナウイルス感染症にかかる相談体制の整備に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	漁業協同組合
5	漁業経営セーフティネット活用促進事業費補助金	本県漁業者が漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成22年水漁第3037号）第4により国が実施する漁業用燃油価格安定対策事業（以下「燃油	次に掲げる事業に要する経費 (1) 燃油セーフティネット事業の令和6年度の加入に伴う所属組合員の燃油補填積立金 ただし、20トン以上の動力漁船を1隻以上使用する漁業にかかる積立金は除く。 (2) 略	略		6	漁業経営セーフティネット活用促進事業費補助金	本県漁業者が漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成22年水漁第3037号）第4により国が実施する漁業用燃油価格安定対策事業（以下「燃油	次に掲げる事業に要する経費 (1) 燃油セーフティネット事業の令和5年度の加入に伴う所属組合員の燃油補填積立金 ただし、20トン以上の動力漁船を1隻以上使用する漁業にかかる積立金は除く。 (2) 略	略	

セーフ
ティ
ー
ネ
ッ
ト
事
業
」
と
い
う
。)へ
加
入
す
る
た
め
の
必
要
な
経
費
等
を
支
援
す
る
こ
と
に
よ
り、
リ
ス
ク
に
強
い
漁
業
経
営
体
の
育
成
を
図
る。

6及び7 略

漁業振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	高級魚クエ資源増大支援事業費補助金	重要魚種であるクエの資源増大及び維持を図る。	クエ種苗の購入及び標識装着に要する経費	5分の4以内	略

2～5 略

漁業取締室関係

セーフ
ティ
ー
ネ
ッ
ト
事
業
」
と
い
う
。)へ
加
入
す
る
た
め
の
必
要
な
経
費
等
を
支
援
す
る
こ
と
に
よ
り、
リ
ス
ク
に
強
い
漁
業
経
営
体
の
育
成
を
図
る。

7及び8 略

漁業振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	高級魚クエ資源増大支援事業費補助金	重要魚種であるクエの資源増大及び維持を図る。	クエ種苗の購入及び標識装着に要する経費	10分の10以内	略
2	地域栽培漁業推進基金支援事業費補助金	沿岸性魚種の放流種苗の安定的な確保を図る。	補助対象者が実施する沿岸性種の放流事業	2分の1以内	(公財) 老岐栽培漁業振興公社

3～6 略

7	養殖用種苗供給安定化事業費補助金	エネルギー価格の高騰等により種苗生産業者の生産コストが増加しているため、電気代上昇分に対する支援を行い、養殖業における種苗供給の安定化を図る。	種苗生産にかかる経費のうち電気代の燃料費等調整額の上昇額に相当する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以内	県内民間水産用種苗生産業者
---	------------------	---	--	----------	---------------

漁業取締室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 <u>密漁防止連携啓発事業費補助金</u>	漁業者自らが取り組む法令遵守の意識づくりを促進するため、漁場監視連絡協議会等の啓発活動への支援を行う。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>漁業関係法令等の啓発活動</u> に使用する船舶の運行等に要する経費 (2) <u>密漁防止のために行う看板、のぼり等の製作等による普及啓発</u> に要する経費	略	

水産経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 <u>悪質密漁連携監視事業費補助金</u>	漁業者自らが取り組む法令遵守の意識づくりを促進するため、漁場監視連絡協議会等の活動への支援を行う。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>自警活動</u> に使用する船舶等の運行に要する経費 (2) <u>密漁防止啓発活動</u> に要する経費	略	

水産経営課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1 <u>漁村グループ活動支援事業費補助金</u>	豊かな漁村づくりの推進母体となる漁村の青壮年及び女性部の活動を強化する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>豊かな漁村づくり活動支援事業</u> ア <u>浜の魅力の保存・発見・活用</u> 農林業、商業、観光業等の異業種と連携した活動、自然景観、特産品等の浜をPRする活動、伝統文化の保存と活用に資する活動等に要する経費 イ <u>社会活動</u> 参画 <u>漁村の男女共同参画</u> を推進する研修会の開催等、 <u>海浜清掃、植樹運動</u> その他ボランティア活動の参画に要する経費 ウ <u>活力ある漁業生産</u> 開発漁業所得	<u>2分の1以内</u>	<u>漁業協同組合</u> の青壮年部及び女性部の連合体
---------------------------	--------------------------------------	---	---------------	------------------------------

の向上を図るために研究課題を設定し、学習会、先進地研修等を行い、豊かな漁村創出の漁村指導者の育成に要する経費

1 略				
2	漁業と漁村を支える人づくり事業費	漁業と漁村を支える人材づくりのため、漁業就業者の確保・育成及び新規就業者の定着支援、漁村づくりの推進を図る。	(1)～(4) 略 (5) 漁村グループ活動支援事業 ア 異業種との連携、特産品や浜等のPR、伝統文化の保存・活用に必要な経費 イ 漁村の男女共同参画、海浜清掃、ボランティア活動等の参画に必要な経費 ウ 漁業所得向上を図るための学習会、先進地視察、技術導入等に要する経費 (6) 略	(1)～(4) 略 (5) 漁業協同組合の青壮年部及び女性部の連合体 ア 2分の1以内 イ 2分の1以内 ウ 2分の1以内 (6) 略
3～11 略				

2 略				
3	漁業と漁村を支える人づくり事業費	漁業と漁村を支える人材づくりのため、漁業就業者の確保・育成及び新規就業者の定着支援、漁村づくりの推進を図る。	(1)～(4) 略 (5) 略	(1)～(4) 略 (5) 略
4～12 略				
13	漁協経費負担軽減対策事業費補助金	漁協施設等の更新に要する費用を支援し、節電効果等によるランニングコストの低減及び機器性能向上による漁獲物付加価値	既存施設の更新により、維持費の削減や省エネなどが図られ、漁協経費の削減に資する施設の整備に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内 補助額上限：2,500,000円 漁業協同組合 漁業協同組合 連合会

		向上に資する。			
14	出漁負担軽減対策事業費補助金	漁業者の船底清掃に要する費用を支援し、燃油使用料の削減を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 所属組合員が実施する船底清掃に要する費用に対して事業実施主体が助成する費用 (2) 当該事業に係る事務経費	(1) 各所属組合員の船底清掃に要する費用を合計した額とし、組合員1者当たりの上限額を30,000円とする。 (2) 船底清掃を実施する所属組合員1者当たり2,500円	漁業協同組合
15	長崎県赤潮被害緊急保証対策事業費補助金	大規模な赤潮被害により資金繰りに窮している養殖事業者を支援するため、緊急保証対策による資金融通の円滑化を図る。	養殖事業者が資金借入の際に必要な保証料に対する助成費用。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める額	長崎県漁業信用基金協会

水産加工流通課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～15 略				

水産加工流通課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～15 略					
16	長崎の特性に応じた養殖モデル実証事業費補助金	養殖業の沖合進出や先端技術を導入した先進的な養殖生産モデルの実証	次に掲げる事業に要する経費 (1) 先進的養殖施設等整備事業 沖合における養殖等、先進的な養殖生	(1) 3分の2以内	漁業協同組合、養殖業者等により組織するグループ

					の取組を支援し、養殖魚の安定生産や輸出を見据えた生産増等を図る。	産モデルの実証に必要な養殖施設整備等に要する経費	(2) 先進的養殖管理機器等整備事業	(2) 2分の1以内			
16~17 略					17~18 略						
18	養殖用配合飼料高騰対策事業費補助金	本県養殖業者が漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領(平成21年水漁第3037号)第5により国が実施する養殖用配合飼料価格安定対策事業(以下「飼料セーフティーネット事業」という。)へ加入するために必要な経費等を支援することにより、飼料セーフティーネット事業への加入・継続を促進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 飼料セーフティーネット事業の令和6年度の加入に伴う所属組合員の配合飼料補填積立金 (2) 略	略	19	養殖用配合飼料高騰対策事業費補助金	本県養殖業者が漁業経営セーフティーネット構築事業実施要領(平成21年水漁第3037号)第5により国が実施する養殖用配合飼料価格安定対策事業(以下「飼料セーフティーネット事業」という。)へ加入するために必要な経費等を支援することにより、飼料セーフティーネット事業への加入・継続を促進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 飼料セーフティーネット事業の令和5年度の加入に伴う所属組合員の配合飼料補填積立金 (2) 略	略		
19 略					20 略						
漁港漁場課関係					漁港漁場課関係						
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県水産基盤整備	資源の増殖から生産、流通	次に掲げる事業に要する経費 (1)~(5) 略	略	略	1	長崎県水産基盤整備	資源の増殖から生産、流通	次に掲げる事業に要する経費 (1)~(5) 略	略	略

	事業等補助金	まで一貫した事業展開が可能で、より効率的、かつ、効果的な水産基盤整備を行うため、漁港・漁場・漁村づくりの総合的、かつ、一体的な事業の推進を図る。	(6) <u>漁村整備事業</u> <u>漁村インフラの強靱化を行うための漁業集落及び漁港の環境整備</u> (7) <u>海岸メンテナンス事業</u> <u>海岸保全施設の老朽化対策</u> (8)~(14) 略					
2	漁港の高度利用のための整備事業補助金	漁港の高度利用対策を充実し、漁港機能の高度化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>機能向上対策</u> <u>漁港漁場の機能改善を図る施設の整備等</u> (2) <u>防災対策</u> <u>災害に強い漁業地域づくりの実現を図る施設整備等</u> (3) <u>活性化対策</u> <u>漁港・漁村地域における交流を通じた活性化のための施設整備等</u>	10分の6.75以内	略			
2	漁港の高度利用のための整備事業補助金	漁港の高度利用対策を充実し、漁港機能の高度化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>簡易な係留施設等放置艇収容施設の整備</u> (2) <u>ごみ処理施設、便所等、美化・利用順序促進施設の整備</u> (3) <u>岸壁等の軽労化施設等漁港環境改善推進施設の整備</u> (4) <u>防波堤、護岸等の外郭施設等漁港機能改善施設の整備</u>	10分の6.75以内	略	(2)の施設うち別に定める緑地、便所等の環境施設整備の場合は2分の1以内		
3	漁村コミュニティ基盤整備事業補助金	地域の暮らしや、コミュニティの発展に密接に関連する社会基盤の整備を図り、住民参加型の新しいコミュニティづくりを推進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>農山漁村発イノベーション推進事業</u> <u>地域活性化に向けた活動計画策定等</u> (2) <u>農山漁村発イノベーション整備事業</u> <u>水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整</u>	10分の6.75以内	略			
3	漁村コミュニティ基盤整備事業補助金	地域の暮らしや、コミュニティの発展に密接に関連する社会基盤の整備を図り、住民参加型の新しいコミュニティづくりを推進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>水域浄化施設等の生活基盤施設の整備</u> (2) <u>漁村体験学習施設等の交流基盤施設の整備</u> (3) <u>CATV等の</u>	10分の6.75以内	略	(2)の施設うち別に定める緑地、便所等の環境施設整備の場合は2分の1以内 (3) 3分		

長崎県告示256号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

長崎県警察統合情報通信ネットワーク用端末装置等の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和6年5月1日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のからこまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示257号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

グループウェアシステムの賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和6年5月1日までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
 - (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本
 - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届（様式第2号）
 - キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
 - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
 - サ その他知事が必要と認める書類
 - (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
 - (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
〔名称〕長崎県出納局物品管理室
〔電話〕095-895-2884
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1

項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(カ)から(コ)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。))とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

地籍調査の成果の認証(公告)

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和6年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
島原市	R3年度からR5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 島原市 白山第8・霊丘第2	令和6年3月29日
諫早市	R4年度からR5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 貝津第1の2	令和6年3月29日
諫早市	R4年度からR5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 貝津第3の1	令和6年3月29日
諫早市	R4年度からR5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 久山第3の1	令和6年3月29日
松浦市	R2年度からR5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 大崎	令和6年3月29日
松浦市	R4年度からR5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 赤木第1	令和6年3月29日

対馬市	R4年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 樫根第4	令和6年3月29日
対馬市	R3年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 久和第3	令和6年3月29日
五島市	R3年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 野々切第三	令和6年3月29日

土地改良事業計画の変更を適当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、郷ノ浦東部土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和6年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
変更後の土地改良事業計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月5日から令和6年4月25日まで
- 3 縦覧場所
壱岐市役所郷ノ浦庁舎窓口
勝本庁舎窓口
芦辺庁舎窓口
石田庁舎窓口

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
長崎県警察統合情報通信ネットワーク用端末装置等 1式
※詳細は入札説明書による
 - (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
令和7年3月1日から令和12年2月28日まで
 - (4) 設置場所
長崎県警察本部所属、警察署、交番、駐在所等
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札期日現在で有している者であること。
 - (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
- （名称）長崎県出納局物品管理室
- （電話）095-895-2884
- （提出期限）令和6年5月1日（水）17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- （名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）
- （電話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- （期 間）この公告の日から令和6年5月17日（金）までの間（県の休日を除く。）
- （場 所）4の部局等とする。
- （その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
- （場所）長崎県警察本部3階入札室
- （期日）令和6年5月21日（火）13時30分開始
- 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
- （受領期限）令和6年5月20日（月）17時00分必着
- （提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
- （その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
 - 免除する。
 - (2) 契約保証金
 - 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの

(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:

Nagasaki Prefectural Police Integrated Information and Communications Network Terminal Devices,etc. 1 formula

(2) lease period:

March 1, 2025 through February 28, 2030

(3) Installation Location:

Nagasaki Prefectural Police Headquarters, police station, police boxes,etc.

- (4) Time-limit for tender(must arrive by post by this date):
5:00 p.m. May 20, 2024
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. May 21, 2024
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年4月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
グループウェアシステム 1式
※詳細は入札説明書による
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
- (4) 設置場所
長崎県警察本部警務部情報管理課
- (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札期日現在で有している者であること。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- (住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県出納局物品管理室
(電話) 095-895-2884
(提出期限) 令和6年5月1日(水)17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
(名称) 長崎県警察本部 警務部会計課(調度係)
(電話) 095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
(期 間) この公告の日から令和6年5月17日(金)までの間(県の休日を除く。)
(場 所) 4の部局等とする。
(その他) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県警察本部3階入札室
(期日) 令和6年5月21日(火)14時30分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
(受領期限) 令和6年5月20日(月)17時00分必着
(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(4) 入札者が連合して入札をしたとき。
(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
(7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Groupware System 1 formula
 - (2) lease period:
January 1, 2025 through December 31, 2029
 - (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters Police Affairs Department Information Management Division
 - (4) Time-limit for tender(must arrive by post by this date):
5:00 p.m. May 20, 2024
 - (5) Date and time for the opening of tender:
2:30 p.m. May 21, 2024
 - (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第2号

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として、令和6年3月21日付をもって次の

とおりに登録した。

令和6年4月5日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

施設名	所在地	設置者
長崎市恐竜博物館	長崎市野母町568番地1	長崎市
諫早市美術・歴史館	諫早市東小路町2番33号	諫早市
大村市歴史資料館	大村市東本町481番地	大村市

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

正 誤

令和6年3月22日付け長崎県公報第11300号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
371	8	二級河川松村川水系	二級河川村松川水系
371	8	松村川	村松川

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
二二二
一一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺田
クック
プリン
宏
弥ト